

資料 2

補足資料

## ○ 事前面接（特定目的行為）に係る論点

### <論点>

- ・ 特定目的行為の禁止について、法的義務とすべきか。仮に法的義務とする場合には、その範囲を確定させる必要があるが、どのように考えるか。例えば、「競合面接」、「事前打合せ」、「派遣労働者が同意した場合の行為」等について、どのように考えるか。
- ・ 仮に常用型などについて特定目的行為を可能とする場合に、差別等の弊害が生ずるおそれはないか。また、弊害が生じないようにするためにはどのような対応が必要か。

### (参考) 現行の特定目的行為の内容

#### 前提

派遣先に派遣労働者のうち誰を派遣するかを決定するのは、雇用関係のある派遣元。

#### 特定目的行為の例(=現行では、紹介予定派遣の場合に実施可能)

労働者派遣に先立って面接すること、派遣先に対して当該労働者に係る履歴書を送付させること、若年者に限ることとする等(派遣先指針)

#### 特定目的行為に当たらない例(=現行でも実施可能)

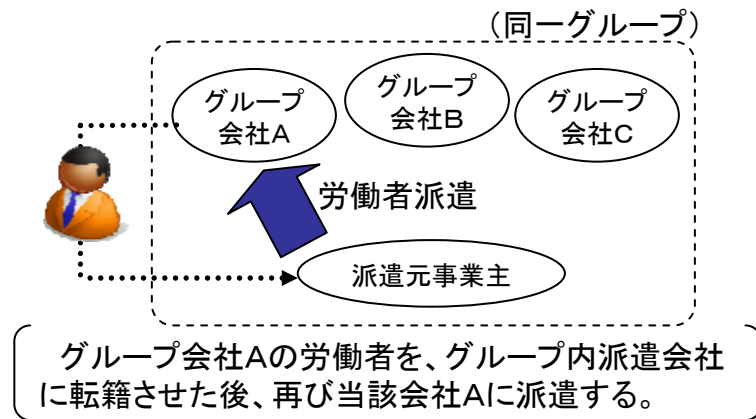
派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うこと(派遣元指針、派遣先指針)

# ○ グループ内派遣に係る論点

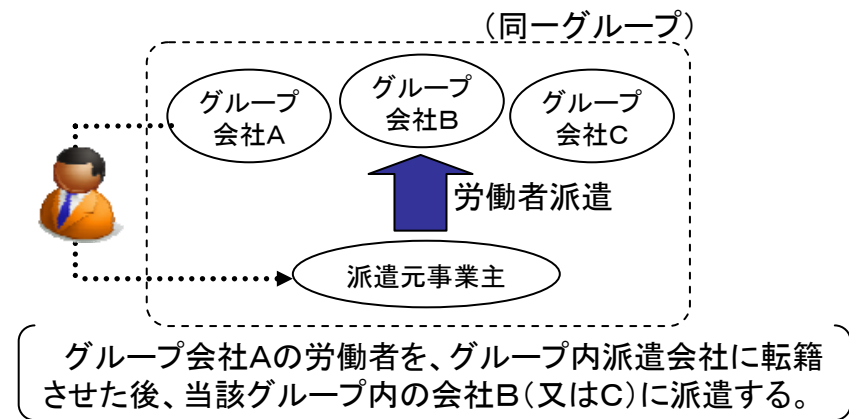
## <論点>

- ・ グループ内の会社から当該グループ内の派遣会社に転籍させた派遣労働者を派遣することについて、①当該会社へ再び派遣すること、②当該グループ内の他の会社へ派遣することがあり得るが、それぞれどのように考えられるか。
- ・ 上記①に関し、グループ内派遣ではない場合に、同様に労働者を退職した会社へ再び派遣すること(③)についてはどのように考えられるか。

### ①当該会社へ再び派遣

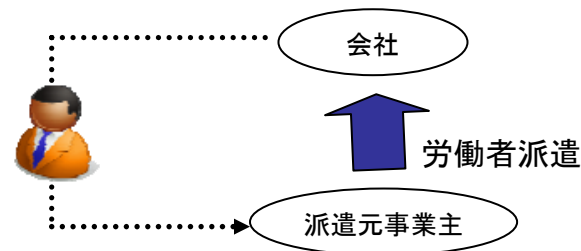


### ②当該グループ内の他の会社へ派遣



### ③グループ内派遣ではない場合に、労働者を退職した会社へ再び派遣

他の会社を退職した労働者を、再び当該退職した会社に派遣する。



# ○ 法違反の場合における雇用契約申込みに係る論点

## <論点>

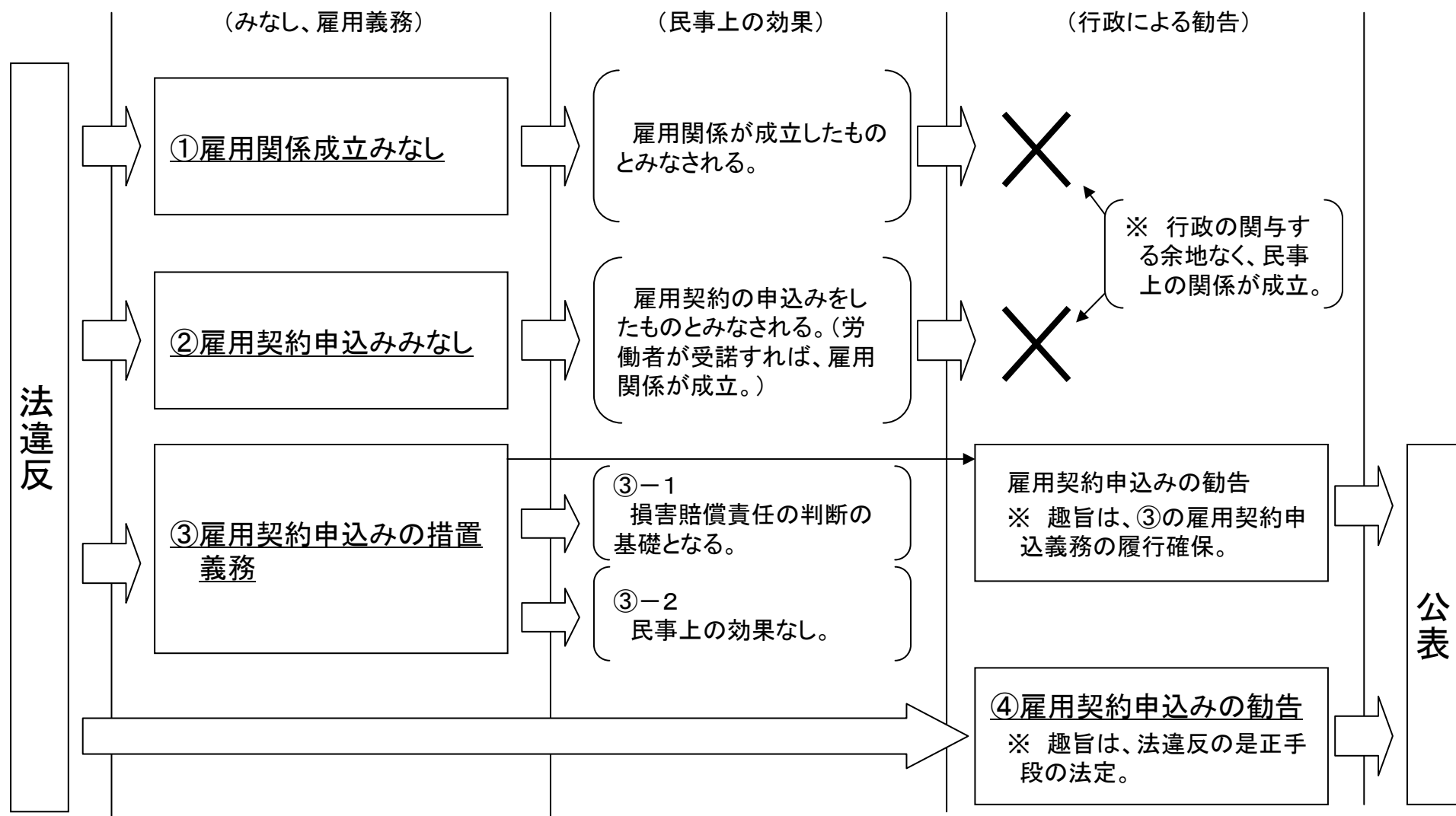
- ・ 対象となる法違反について、派遣先に一定の関与があるものとするのが考えられるが、特に偽装請負の場合については、どのような要件が考えられるか。
- ・ 違法時の雇用契約申込みや、みなし雇用に関し、①その民事上の効果や、②行政による勧告の有無について、どのように考えられるか。

## 1 法違反の例と派遣先の関与等

法違反の主な例	派遣先の関与等	考えられる要件の例
適用除外業務への派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣先が、派遣労働者を適用除外業務に従事させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣労働者を適用除外業務に従事させていること。</li> </ul>
期間制限違反	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣先が、派遣労働者を期間制限を超えて業務に従事させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣労働者を期間制限を超えて業務に従事させていること。</li> </ul>
無許可・無届出派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣先が、派遣元事業主が許可を受け、又は届出をしていることを確認せず、労働者派遣の役務の提供を受け入れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無許可・無届出事業主から派遣を受け入れていること。</li> </ul>
いわゆる偽装請負	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣先が、故意に（派遣法の規定の適用を免れる目的で）請負を偽装する等の場合があり得る。</li> <li>・ 他方、派遣元／先の双方が請負と認識しながら、実態として派遣と評価される場合があり得る。</li> </ul>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負契約を締結している（派遣契約を締結していない）こと。（外形的な要件）</li> <li>・ 当該偽装請負が、派遣先の故意又は重過失によると認められること。（主観的な要件）</li> </ul> <p>※ 例えば、この「重過失」について、「区分基準違反を容易に知り得たにもかかわらず、違反した場合」等が考えられないか。</p>

※ この表では、いわゆる偽装請負であって、かつ、無許可・無届派遣にも該当する等の場合については、いわゆる偽装請負として整理することを前提としている。

## 2 雇用契約申込みの方法

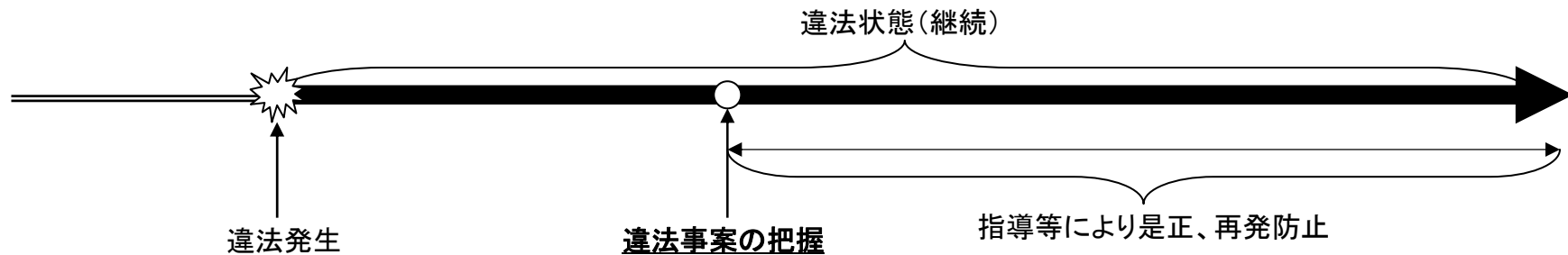


※ 上記①～③については、(1)要件を明確することが可能か、(2)義務の発生時点を明確にすることが可能か、等について整理が必要。

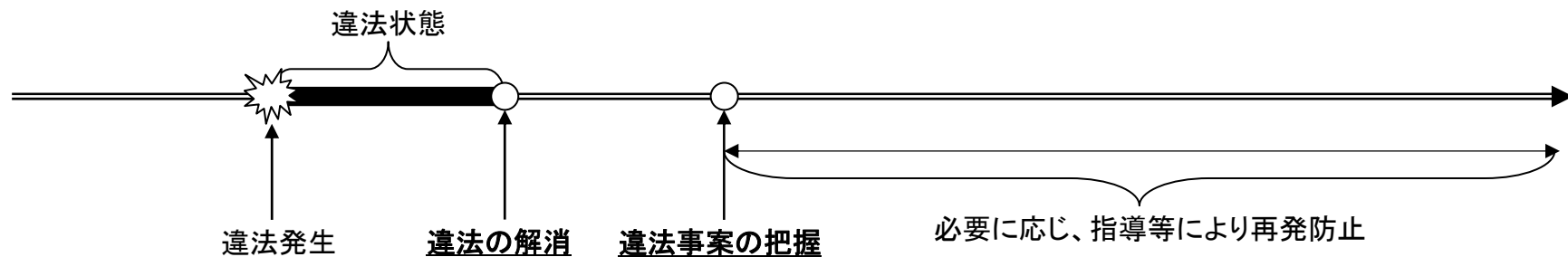
## (参考) 違法事案の把握の時点

- 違法事案が把握された時点では、①違法状態が継続している場合と、②違法状態が既に解消している場合があり得る。

### <① 違法状態が継続している場合>



### <② 違法状態が既に解消している場合>



## ○ 欠格事由に係る論点

### <論点>

- ・ 不適格な事業主を適切に排除するため、どのような対応が考えられるか。

### (参考)

他法令では、「許可を取り消された法人の役員」「許可の取消しに係る聴聞通知日から処分日までの間に事業廃止の届出をした者」等を許可等の欠格事由として規定している例がある。

### ※ 派遣法では規定されていない欠格事由の例

- ① 許可を取り消された法人の役員で、当該取消の日から5年を経過しないもの
- ② 許可の取消しの処分に係る聴聞通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業廃止の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ③ ②の期間内に事業廃止の届出をした法人の役員又は個人の使用人(事業所の代表者等)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ④ 個人で、その使用人(事業所の代表者等)のうちに欠格事由に該当する者のあるもの
- ⑤ 欠格事由に係る役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

(参考)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 （略）

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 （略）

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの